コロナウイルス感染に関する病理診断に関して特例措置（期間限定）

表記、コロナウイルス感染に関して、院内感染等の濃厚接触者扱い等に病理医が該当し、自宅待機等になった場合には、院内の他の病理診断等に遅延が生じないように、今回特例措置として、自宅待機等の期間、自施設の当該医療機関での病理診断に限って、ICT を活用した自宅等での病理診断（平成 30 年診療報酬改定にて新設）を、従来の通知の範囲を超えて適応、実施できるものとする。

ただし、医療機器としてクラスIIの薬事承認を受けていないバーチャルスライドスキャナー等の医療機器を使用して作製したデジタル病理画像を用いて病理診断を行う場合には、遠隔病理診断による術中迅速病理標本作製同様、後日、スライドガラスによる再度の確認を行うものとする。

なお、通信にて病理診断を行う場合には、個人情報保護には十分に配慮すること。３省４ガイドラインに則ったセキュアなネットワーク・インフラが構築できていないなどの場合は、今回の緊急性を鑑み、例えば患者が特定されるような個人名等の使用は避け、患者 ID や病理番号等での通信などとすること。